

静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する審査基準

改正前	改正後
<p>3 審査基準</p> <p>(1) 申請者の能力に係る基準</p> <p>(略)</p> <p>ウ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬業務に<u>直接従事する者</u>が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了しているときは、省令第10条の13第2号ロで規定する事項について十分な知識及び技能を有すると認める。</p> <p>(略)</p> <p>別紙1 (3 (1) ア (エ) 関係)</p> <p>(略)</p> <p>別紙2 (3 (1) イ (エ) 関係)</p> <p>(略y)</p> <p>別紙3 (3 (1) エ関係)</p> <p>(略)</p>	<p>3 審査基準</p> <p>(1) 申請者の能力に係る基準</p> <p>(略)</p> <p>ウ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬業務に<u>直接従事する者</u> (<u>安全管理責任者、運行管理者、運転手、作業員を含む。</u>)が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了しているときは、省令第10条の13第2号ロで規定する事項について十分な知識及び技能を有すると認める。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この基準は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p>別紙1 (3 (1) ア (エ) 関係)</p> <p>(略)</p> <p>別紙2 (3 (1) イ (エ) 関係)</p> <p>(略y)</p> <p>別紙3 (3 (1) エ関係)</p> <p>(略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。